

■令和3年8月から介護保険制度が変わります

●介護保険施設入所者やショートステイ利用者の居住費・食費の助成制度が変わります

低所得の要件を満たす方には、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超えた分は、介護保険から給付されています。

※給付を受けるにはお住まいの町村へ申請が必要です。

▽対象者の「所得」や「預貯金等の資産」の要件、食費の限度額を変更

- 要件となる所得の基準について、現行の第3段階が2つの段階に分かれるとともに、食費の助成について、第2段階と第3段階①の利用者負担限度額が上がります
- 要件となる預貯金等の基準について、1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)でしたが、所得段階に応じて新たに設定されます
- 食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)が、1,392円→1,445円(日額)に上がります

*表の網掛け部分が変更箇所です

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床	
1	生活保護受給者の方等	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税		490円 (420円)	370円	820円	490円	
2	老齢福祉年金受給者の方	前年の年金収入額十年金以外の合計所得金額が80万円以下の方	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 「600円」
	世帯全員が住民税		490円 (420円)	370円	820円	490円	
3①	前年の年金収入額十年金以外の合計所得金額が80万円超120万以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 「1,000円」
	世帯全員が住民税		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	
3②	非課税	前年の年金収入額十年金以外の合計所得金額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,360円 「1,300円」

*住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)の所得や預貯金等の資産も判断材料となります。

※年金収入額には、障害年金や遺族年金など税法上非課税であるものを含みます。

※65歳未満の方については、利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産の上限額は単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下となります。

☆()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です

☆「 」内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です

●毎月の自己負担限度額(高額介護サービス費)が変わります

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、一定の限度額を超えたときは、後から利用者へ給付されています。

※給付を受けるにはお住まいの町村へ申請が必要です。

▽「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定

- 「現役並み所得相当」である方の自己負担限度額は44,400円でしたが、世帯年収に応じて3つの区分に分かれ、限度額が上がります

*表の網掛け部分が変更箇所です

区分	限度額
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の課税年金収入額十年金以外の合計所得金額が80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
下記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)